

公的職業資格制度と専門学校の歴史的考察

植 上 一 希*

A Historical Study on the Relation between Vocational Qualification System and Specialized Training Colleges

Kazuki UEGAMI

The purpose of this paper is to clarify the relation between vocational qualification system and specialized training colleges.

Through a historical investigation, the following two points become clear about the relation. First, it is cleared that, since vocational qualification system has not had a definite idea and regular schools have been in short supply, specialized training colleges have been admitted as training schools for vocational qualifications. Second, it is cleared that, only specialized training colleges admitted as training schools for vocational qualifications have developed in their own way.

In conclusion, specialized training colleges should be classified according to the vocational qualification, and vocational qualification system should have a definite idea in the future.

目次

はじめに

- I. 資格教育研究と本稿の課題
- II. 戦前の公的職業資格制度と各種学校
 - A. 公的職業資格制度と養成施設認定制度の生成
 - B. 各種学校職業教育の台頭
 - C. 各種学校の養成施設としての認定
 - D. 認定の背景とその意味
- III. 戦後の公的職業資格制度と各種学校資格教育の成長
 - A. 試験認定と各種学校資格教育
 - B. 各種学校が養成を行っていた職業の公的職業資格化
 - C. 新たに創設された職業への各種学校の対応
 - D. 各種学校資格教育の独自の発展
- IV. 専門学校制度化以降の専門学校資格教育の動向
 - A. 専門学校制度化
 - B. 新しい公的職業資格と専門学校資格教育
 - C. 90年代半ば以降における専門学校資格教育の主流

化

V. 総括

- A. 専門学校資格教育の視点による専門学校の分類の必要性
- B. 公的職業資格と教育との関係の問題点

はじめに

近年、若年層の就職困難が深刻さを増すなかで、若年層を対象とした職業教育の検討が重要な課題となってきた。特に、専修学校専門課程（以下「専門学校」）への進学率の上昇にみられるように、いわゆる「資格」志向の傾向はますます高まっており、「資格」に関する教育の検討は重要な課題の一つである。

しかし、「資格」と教育の関係性は、その関心の高さにもかかわらず、ほとんど明らかになっていないのが現状である。したがって、本稿では公的職業資格制度と専門学校ならびにその前身である各種学校との関係を歴史的に検討することをとおして、日本における「資格」と教育の関係の特徴を考察することを目的とする。

*生涯教育計画コース 博士課程1年

I. 資格教育研究と本稿の課題

さて、「資格」と一概にいても「資格」には様々な種類がある。依田有弘は、「資格」をおもに「公的職業資格」「公的技能検定」「民間団体の実施する技能検定」の3種に区分し、「公的職業資格」の制度的特徴を以下のように整理している¹⁾。

すなわち、公的職業資格は法令によって設けられるものであり、その法令によって特定の業務などが明示され、その業務を行える者は法令に基づいた手続きを経て職業資格を付与された者に制限される。また、公的職業資格は職業選択の自由を法的に制限する効果を持つため、その制限がなければ公共の福祉が脅かされる恐れがある分野にのみ公的職業資格は設定される。そして公的職業資格制度は、一般には、その資格取得のための教育訓練制度の存在を前提としている。

以上の整理のうえで、依田は公的職業資格制度の問題点と可能性を論じているが、本人が論じているように概要把握にとどまっており、公的職業資格と教育との関係を論じ切れてはいない²⁾。

公的職業資格と教育という視点での本格的な研究としては辻功の研究³⁾があげられる。辻は、公的職業資格と学歴との関連の追及を中心テーマとして、公的職業資格制度の発展過程を綿密に検討し、公的職業資格制度はそれぞれの社会的要請にもとづき個別的、独立的につくられたのであり、統一的な理念に基づいて作られてきたわけではないこと、また学歴と公的職業資格制度の関係が強いことなどを明らかにしている。しかし、辻の「学歴」には各種学校・専門学校は含まれておらず、これらの教育機関と公的職業資格との関係についての考察はほとんどなされていない。したがって、公的職業資格と教育機関との関係を見る上で重要だともおられる「養成施設指定制度」⁴⁾についても言及はなされているものの、それが「学歴」すなわち正規の学校に含まれてこなかった、各種学校・専門学校などをも「養成施設」として認定するようになった過程は明らかにされていない。

日本における公的職業資格と教育との関係を検討する際、両者を制度的に結びつける養成施設指定制度の検討は不可欠であり、養成施設として中心的な位置を占める各種学校・専門学校と公的職業資格との関係の検討は、公的職業資格と学歴というテーマと並んで重要な検討課題であると思われる。なぜなら、学歴とみなされない、正規の学校とは異なる存在としての各種学校・専門学校が、公的職業資格の養成施設として認定されていること自体が日本の公的職業資格と教育の関係における一つの特徴であるからである。また、養成施設という視点を持

つことで、日本において従来あまり注目されてこなかった、専門学校の特徴を再検討することが可能になるからである。

したがって、本稿では次の2点が主な検討課題となる。第1に、公的職業資格の養成施設として各種学校・専門学校が認定された要因を明らかにする。第2に、養成施設として認定された各種学校・専門学校資格教育⁵⁾の独自の発展過程を明らかにする。

検討方法は、まず時代区分を戦前、戦後～専修学校制度化(1975年)、制度化以降の3つに設定する。その理由は、各種学校制度自体は戦前、戦後であまり変化がなかったものの、公的職業資格制度は終戦によって大きく変化したためであり、また専修学校制度化によって今度は専門学校の制度や動向が大きく変化したからである。

そのうえで、関連する各公的職業資格制度・養成施設指定制度の検討とともに、それらの制度創設時前後の各種学校・専門学校資格教育の動向を歴史的に検討する。前者に関しては、法制の特徴を特に養成施設指定制度に注目して検討し、また後者に関しては様々な資料をもとに当時の状況を検討し、それらをふまえて両者の関係を明らかにする。

もちろん、公的職業資格制度が法令として成立したり改正されるには、また各種学校・専門学校が養成施設として認定されるには、当然それ相当な社会的、経済的、文化的要因が作用しているはずであり、それらの要因を究明しない限り、制度の研究は不備のものとなる。また、法規の作成や制定の過程における立法府内での論議を内容分析するなどの検討も必要だと思われる。ただし、今回の分析では、それらをすべて扱うことは不可能であったため、各公的職業資格創設時前後のその職業における養成を行う教育機関の状況と、公的職業資格制度における養成施設の認定がいかなる関係性をもっていたのかを中心に検討する。

なお、専門学校自体は1975年に制度化された教育機関であるためその歴史は短く、専門学校資格教育のみの歴史的検討では不十分であるので、専門学校の前身である各種学校もその歴史的検討の対象とする。

II. 戦前の公的職業資格制度と各種学校

A. 公的職業資格制度と養成施設認定制度の生成

公的職業資格制度は明治新政府が早急に着手しなければならぬ領域の公的職業資格から制度化がなされた。

最も早く公的職業資格として規定されたのは、小学校教員であり、医師、弁護士などが続いている⁶⁾。小学校教員にみられるように、当初はその養成機関も定められたが、当時においては高等、中等教育機関は全く機能して

ならず、他方で有資格の小学校教員は早急に求められたために、1874年（明治7年）に文部省は試験検定制度を導入し⁷⁾、試験検定を中心とした公的職業資格制度が開始された⁸⁾。

公的職業資格制度は、制度的確立が早急に望まれるような職業から個別的、独立的に確立されてきている。この性質は、現在にいたるまで続いており、公的職業資格は「資格制度それ自体のあるべき理念が検討され、その理念に従ってそれぞれの職業資格の法的規定が作成されたわけではない⁹⁾」ということが確認できるであろう。

さて、公的職業資格の認定に際しては、特定の学校を卒業する必要がある無試験認定のもの、試験認定のものに大別されるが、上述したように明治初期においては教育機関が未整備だったために、このような特定の教育機関を卒業する必要がある認定の方式は実質的には機能せず、小学校教員における試験検定制度的ように、代替的な方式によって公的職業資格の認定がなされていた。しかし、明治中頃から正規の教育機関が整備されるようになると、このような無試験認定制度が空文化されず内実をもつようになり、公的職業資格の認定において養成施設指定制度が実質的に機能し始め、養成施設として各教育機関が認定され始めたのである。

辻功は1877年（明治10年）から1907年（明治40年）までの30年間における公的職業資格制度の変遷の特徴を3点に整理している。第1に公的職業資格制度の整備の進展、第2に学歴が資格取得要件の中で位置を強めてきたこと、第3に「指定校」「認可校」制度、すなわち養成施設指定制度が創出されたことである¹⁰⁾。特に、第2の点と、第3の点は関連した動向であり、無試験認定による公的職業資格取得や、受験の基礎資格の取得という認定の制度がつくられるのに関連して、「帝国大学をはじめとする官立諸学校は早くから医師、弁護士、教員等の資格取得に当って無試験認定などさまざまな特典が与えられたが、この特典を他の公立、私立の諸学校にも分与する動きがこの時期に顕在化するが、それは当然指定校制度の制定を伴った¹¹⁾」のである。

B. 各種学校職業教育の台頭

一方、公的職業資格制度の制度化以前に、専門学校の前身である各種学校は不備ながらも制度的に確立し、後の資格教育につながるさまざまな職業教育を展開した。

各種学校は1879年（明治12年）の教育令において、はじめて制度的に登場した。翌年の『文部省第八年報』では「各種学校」の項目が設けられ、その概念の規定がなされているが¹²⁾、各種学校が完備された学校とは別に、学科が不完備の学校および正規の学校種別に入れ得ない諸

学校を包括する概念として生まれたことがみてとれる¹³⁾。また、各種学校は、諸学校通則、小学校令、私立学校令などの法令によって規定されたが、各種学校独自の法令は存在せず、その規定も、各種学校はその設立廃止について許可を要するのみで、その目的、修業年限、入学資格、教科内容、設備などについては全く拘束されないなど、正規の学校に比べて非常に緩いものであった。

こうした、法にあまり規制を受けないという性格は、戦後も続いて専修学校制度にも継承される性格であるが、公的職業資格との関係を考えたとき、各種学校・専門学校に資格教育が根付くための非常に重要な要因であったと思われる。なぜなら、こうした法制上の規制の緩さによって、各種学校はその後自由な発展を遂げ、後に公的職業資格となる職種に関する職業教育・訓練を先駆けて行うことができ、また各公的職業資格の養成施設指定制度にも対応することができたからである。

当初、漢字や習字などの学科が主であった各種学校であるが¹⁴⁾、社会の変化や学校制度の整備にともない、各種学校の構成も変化し、次第に特定の職業に関する教育を行う各種学校が発展していくことになった。

この時期台頭する各種学校の職業教育は、大きく二つに分類することができる。第1は、社会の急激な変化のなかで新しい職業として登場した職業を対象とした職業教育の台頭である。例えば、看護婦や産婆といった医療の専門職は明治期における西洋医学の取り入れによって急激に必要となった職業であるため、江戸期に存在していた伝統的な養成では対応はできず、また、始まったばかりの正規の教育機関もこの分野にまで対応することは不可能であった。こうしたなかで、明治期の前半から中頃にかけて、私立病院などが自主的に産婆や看護婦の養成所を設立していき、看護婦、助産婦を養成する各種学校が台頭した¹⁵⁾。また、明治の中頃からは、近代工業の発展にともない工業界において中級技術者の需要が高まるが、正規の教育機関だけでは対応することはできず、その間隙に土木、機械、電工、造家、造船、採鉱、冶金、製造舎密などの工業分野の各種学校が多く設立されるようになったのである¹⁶⁾。

第2に、江戸期から存在するがその性質が変化した職業に対する職業教育も台頭する。理容師や美容師、鍼、按摩、灸などが主な例である。これらの職業は従来徒弟制によって養成がなされていたが、衛生面などでの意識の変化や技術や理論の向上をはかるために、組織的な教育機関の必要性が提唱され、その養成を行う各種学校が自主的に設立されていったのである¹⁷⁾。

以上のように、現在の専門学校資格教育における主要な公的職業資格である、看護師、助産師、建築士、測量

士、電気工事士、理容師、美容師、鍼灸師、幼稚園教諭、歯科技工士などの養成は、それらが公的職業資格となる前から、主に各種学校において始まっていた。これらの職業は、看護婦などのように社会の急激な変化の中で新しい職業として登場したもの、もしくは理髪師のように職業の性質が変化してきたものであり、新しく必要となる職業教育を行うことが従来の徒弟制度や正規の教育機関では難しいなかで、各種学校として、これらに対応する教育機関が自主的に設立されていったのである。

C. 各種学校の養成施設としての認定

明治の末期になってようやく、現在の専門学校資格教育に関連する公的職業資格が制度化されるようになった。最も早く制度化されたのが産婆である。

産婆は医制のなかで若干規定されていたものの、全国的・統一的な規定は行われず、1899年（明治32年）の産婆規則（勅令第345号）の公布によってはじめて公的職業資格制度が確立した。ここでの資格取得方法は試験認定のみであったが、1910年（明治43年）に次のように改正（勅令第218号）がなされ、無試験認定が導入された¹⁹⁾。

第一条 産婆タラントスル者ハ二十年以上ノ女子ニシテ左ノ資格ヲ有シ産婆名簿ニ登録ヲ受クルコトヲ要ス

- 一 産婆試験ニ合格シタル者
- 二 内務大臣ノ指定シタル学校又ハ講習所ヲ卒業シタル者

第1条第1項の試験認定の規定に加えて、第2項において、無試験認定と養成施設の指定の規定がなされているのであるが、ここで注目できるのが「講習所」という用語が新たに用いられている点である。産婆以前の公的職業資格制度においても養成施設の指定はなされているが、そこで指定される養成施設は全て「学校」であって、「講習所」という用語は用いられていない。「学校」と「講習所」の違いについての詳細は明らかにされていないが、以後、各種学校、専門学校を養成施設とする公的職業資格制度において、ほとんど「講習所」や「養成所」「養成施設」などといった用語が「学校」と区別されて用いられているところを見ると、この「講習所」が各種学校などの、正規の教育機関以外の教育機関を指すとみてよいだろう。例えば按摩術営業者に関しては1911年（明治44年）の按摩術営業取締規則（内務省令第10号）で「地方長官ノ指定シタル学校又ハ講習所」、看護婦に関しては、1915年（大正4年）の看護婦規則（内務省令第9号）において「地方長官ノ指定シタル学校又ハ講習所」などの

規定がなされている¹⁹⁾。

産婆規則の改正にともない、養成施設指定制度も必要となり1912年（明治45年）に私立産婆学校・産婆講習所指定規則が制定されている。この養成施設指定制度により、従来産婆の養成を行ってきた多くの各種学校が無試験認定の養成施設として指定されるようになり、ここにはじめて各種学校が公的職業資格の養成施設として認定されるようになったのである。

その後、各種学校が養成を行っていた職業が公的職業資格化されていき、1911年（明治44年）には電気事業主任技術者、鍼術灸術営業者、按摩術営業者が、1915年（大正4年）には看護婦、無線通信士、1926年（昭和元年）には保母（幼稚園教諭）、1935年（昭和10年）には電気工事人、1941年（昭和16年）には保健婦がそれぞれ公的職業資格として確立している²⁰⁾。

D. 認定の背景とその意味

各種学校が養成して公的職業資格化された職業は、明治初期から中期にかけて公的職業資格となった医師、代言人、教員などの職業と比較したとき、新政府にとって相対的に重要性が低い職業であったと思われる。実際、明治新政府は重要性の高い職業の公的職業資格化とその教育機関（養成施設）の普及にまず着手し、明治中頃に教育機関の整備が一定程度なされると、養成施設指定制度と無試験認定を制度化した。そしてこれらの公的職業資格制度の整備がなされて、次に制度化に着手しようとしたのが、これら相対的に重要性の低い職業であったのである。

しかし、これらの職業は正規の教育機関が不整備であったため、民間の各種学校が主体となって養成を行ってきた職業であった。したがって制度化にあたっては、正規の教育機関のみでは対応できず、「講習所」という名の養成施設として各種学校を認定せざるを得なかったのである。もちろん、「学校」という用語を養成施設指定制度に残すことで、正規の教育機関を養成施設として整備していく可能性は残したものの、実際にはそこまでの余裕がなかったと考えられる。例えば、戦前の看護婦養成施設において、各種学校以外のものは聖路加女子専門学校など数校にすぎない²¹⁾。

また、各種学校にとって養成施設指定制度による認定の意味は大きい。各種学校は1899年（明治32年）以来、私立学校令に規定されていたが、各養成施設指定制度ではこの私立学校令よりもはるかに厳しい規定がなされている。例えば、1915年（大正4年）の私立看護婦学校講習所指定標準では、カリキュラムや生徒の定員の規定はもちろんとして、欠席日数の限定や試験の実施状況の視察

まで定められている²²⁾。その他の養成施設指定制度においても、私立看護婦学校講習所指定標準と同様に厳しい規定がなされている。

しかし、より重要なのは、これらの各種学校が単に「各種学校」という制度的な位置づけにとどまらず、各公的職業資格の「養成施設」として制度的に新たな位置を獲得したことである。従来の各種学校は、学校制度上は、あくまでも学科が不完備の学校および正規の学校種別に入れ得ない諸学校を包括する概念にとどまっており、正規の教育機関に対して低い位置づけであった。しかし、養成施設指定制度に組み込まれることによって、これらの公的職業資格の資格取得に際しては、試験認定の方式も残されていたものの、無試験認定で取得するためには「養成施設」である各種学校を修了することが必須の条件となった。つまり、「各種学校」は公的職業資格取得のために必要な教育機関として制度的に位置づけられたのである。このように、養成施設指定制度による養成施設としての認定によって、これらの各種学校は学校制度から独立した「養成施設」としての新たな位置づけを得ることになったのである。

Ⅲ. 戦後の公的職業資格制度と各種学校資格教育の成長

戦後になり多くの制度が改革されるなか、学校制度、公的職業資格制度も変化を遂げた。しかし、各種学校は学校教育法第83条第1項において「第一条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うものは、これを各種学校とする」とされたが、目的や基準に関して、規定は不明確ないしは緩やかで、実質的には戦前の各種学校制度を追認したものにすぎなかった²³⁾。

他方、公的職業資格制度は大きな変化を遂げた。辻が明らかにしているように、第2次世界大戦後、多くの公的職業資格が創設され、また従来の公的職業資格制度も改正がなされている²⁴⁾。こうしたなかで、先述した各種学校資格教育の公的職業資格制度も改正がなされ、また新たに各種学校・専門学校資格教育の公的職業資格が創設されている。本章ではこれらを、大きく3つに分類しその特徴を検討する。

A. 試験認定と各種学校資格教育

辻が明らかにしているように、第2次世界大戦後、従来の公的職業資格制度は全て改正された。名称の変更や資格の廃止などが行われたが、特に注目できるのが、公的職業資格取得の認定のあり方の変化である。戦前における認定のあり方は、無試験認定、試験認定と多様であり、またその両方の認定方式をとっているものも多かったが、これらは戦後においては、教員と電気主任技術者、

ガス主任技術者を除く全ての公的職業資格が、試験認定のみになっている²⁵⁾。そのうちの多くは、試験認定の基礎資格としての養成施設の卒業や一定の学歴などを規定しており、従来と比べて公的職業資格取得のハードルをより高くしたと見る事が出来るだろう。

こうした流れのなかで、各種学校を養成施設とする公的職業資格においては、試験認定の基礎資格として養成施設の卒業を義務づけるように改正がなされている。例えば、戦前においては試験認定と無試験認定の両方の認定方式をとっていた保健婦は、戦後においての保健婦助産婦看護婦法では保健婦の資格の取得方法は以下のように規定されている²⁶⁾。

第七条 保健婦、助産婦、又は甲種看護婦になろうとする者は保健婦国家試験、助産婦国家試験又は甲種看護婦国家試験に合格し厚生大臣の免許を受けなければならない。

第十九条 保健婦国家試験は甲種看護婦国家試験に合格した者又は第二十一条各号の一に該当するものであってさらに左の各号の一に該当するものでなければこれを受けることはできない

- 一 文部大臣の指定した学校において一年以上保健婦になるのに必要な学科を修めた者。
- 二 厚生大臣の指定した保健婦養成所を卒業した者。
- 三 外国の保健婦学校を卒業し又は外国において保健婦免許を得た者で厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められた者。

このように、各種学校を養成施設とする公的職業資格においては、取得の方法が試験認定のみとなり、さらにその試験認定の基礎資格として養成施設の卒業が義務付けられるようになった。資格取得にあたって養成施設の卒業がほぼ絶対条件になったため、養成施設である各種学校の重要性は増大したといえる。

B. 各種学校が養成を行っていた職業の公的職業資格化

戦前から職業として確立しており、各種学校などで養成が行われつつも、公的職業資格とはならなかった職業は多々あるが、それらの多くが戦後直後に公的職業資格として制度化されている。栄養士、柔道整復師、准看護婦、建築士、理容師、美容師、歯科技工士、診療エックス線技師、測量士などである。II章で検討したように、これらの職業も戦前において、職業の需要の高まりと、正規の教育機関の対応の困難さのなかで、各種学校が養

成を行っていた分野のものである。したがって、これらの職業の公的職業資格化にあたっては、各種学校が養成施設として当初から想定された上で、養成施設指定制度が制定されている。

例えば理容師、美容師に関する公的職業資格制度は、その職人団体である大日本美髪会などによって戦前から制度化が望まれていたものであるが、戦後になってようやく理容師法という形で制度化された。業界内での対立があったため、公的職業資格制度は改正を繰り返すこととなったが、最終的には1951年（昭和26年）の改正において、すべての者は養成施設を卒業した後、卒業後1年の実地修練を経て、試験に合格することで資格を取得できることになった。この法改正により、養成施設としての各種学校の重要性は増大し、各種学校の数も飛躍的に伸びることとなった²⁷⁾。

理容師・美容師と同様に、歯科技工士、准看護婦、柔道整復師、診療エックス線技師なども認定方法は試験認定のみで、基礎資格としての養成施設の卒業が義務づけられている。それぞれ戦前から各種学校が中心となり養成を行っていた分野であり、制度化により各種学校の重要性は増大したといえよう。他方、栄養士、建築士、測量士などは、養成施設指定制度において各種学校を養成施設として認定しつつも、資格取得方法は養成施設の卒業を義務付けていないため、その後、短期大学や大学などにも馴染み深い公的職業資格となっている。

このように、多少の例外はあるものの、各種学校が戦前から養成を行っていた分野の職業は、公的職業資格として制度化された後も、養成施設として認定された各種学校によって主に養成がなされることとなった。

C. 新たに創設された職業への各種学校の対応

戦前までは職業としては確立していなかったものの、戦後になって職業として確立し公的職業資格化されたものは数多い。それらのなかで、養成施設として各種学校が認定された公的職業資格も少なくない。1945年（昭和20年）から1975年（昭和50年）までの30年間で、保母（現在の保育士）、自動車整備士、歯科衛生士、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、管理栄養士、管理理容師、管理美容師などの公的職業資格において各種学校が養成施設として認定されている。

例えば、歯科衛生士は歯科技工士とは異なり、戦前には日本に存在しなかった職業であり、戦後になってからの占領軍当局による保健所の改革などにより、新たに必要とされ直ちに公的職業資格とされた職業である。1948年（昭和23年）に歯科衛生士法が創設され、それにとも

ない試験認定の基礎資格としての養成施設の卒業が義務づけられ、各種学校も養成施設として認められている。しかし、当然のことながら対応する養成施設は存在せず、1949年（昭和24年）に5ヶ所の保健所と一つの各種学校で養成が行われ始めた。1955年（昭和30年）の法改正により歯科診療の補助ができるようになり、歯科診療の人手不足の高まりのなかで、歯科衛生士の需要も急増し、養成施設としての各種学校も1972年（昭和47年）段階で68校までに増加した²⁸⁾。

これら新しく創設された公的職業資格でもっとも着目できる点は、当初から各種学校を養成施設として認定している点であり、さらにそれに対応して各種学校が養成施設として発展している点である。確かに、これまで検討してきた各公的職業資格においても各種学校は養成施設として認定されてきたが、制度化以前の段階で、それらの職業の養成において各種学校は質的にも量的にも一定の実績があった。しかし、新しく創設されたこれらの職業に関しては、養成はほとんど行われておらず、したがって養成を行う各種学校も存在していない状態であった。こうしたなか、公的職業資格制度の創設当初から、各種学校を主な養成施設として想定しているということは、この時期において各種学校を養成施設として認める慣習ができていたと考えることができよう。

また、新たに創設された公的職業資格に共通する特徴は、細分化された公的職業資格が多いという点である。例えば、「医療技術者」という枠でくくることのできる職域において、臨床検査技師、臨床工学技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士など複数の公的職業資格が創設されている。これらの養成施設指定制度はそれぞれ別個につくられており、規定の内容は、カリキュラム、教員、生徒数にとどまらず、必要となる施設・設備なども異なるものとなっている。したがって、これらの規定には、短期大学や大学などよりも、法規的規制が緩やかで、また経営的にも小規模な各種学校の方が対応しやすい。

こうして、当初から養成施設として認定がなされた各種学校は、養成施設指定制度が定める細かい規定にもいち早く対応することができたため、これらの公的職業資格の養成施設として急速に発展を遂げたのである。

D. 各種学校資格教育の独自の発展

以上のように、公的職業資格制度の発展にともない、養成施設として重要性を増大させた各種学校資格教育は発展を遂げた。

〈表1〉は、各種学校の量的変化を示したものである。各種学校全体では、1970年ごろまでは生徒数が伸びてい

るが、このころ短期大学や大学の入学者が増加すると、従来各種学校の中心であった和洋裁の分野の生徒数が1960年（昭和35年）の約50万人から1975年（昭和50年）の約24万人にまで激減するなど、徐々に生徒数は減少している。

しかし、各種学校の中でも養成施設として認定を受けている分野の学科群は、安定して生徒数を伸ばしていることが注目できよう。各種学校資格教育全体で1960年（昭和35年）から1975年（昭和50年）にかけて、約4倍近く生徒数を伸ばしている。個々の学科をみてもほとんどの学科において、生徒数の伸びは安定しており、非資格教育分野の各種学校とは異なる動きとなっている。

このように、各種学校資格教育は養成施設として公的職業資格制度に組み込まれることによって、他の各種学校の学科群とは異なる発展を遂げた。それは、各種学校資格教育が、学校制度における「各種学校」にとどまらず、各公的職業資格制度における「養成施設」としての位置づけを獲得したことによって、社会的な評価を向上させたことを意味している。

〈表1〉各種学校生徒数の変遷

年度	1951	1960	1970	1975
資格教育分野	11614	59609	145591	201918
非資格教育分野	598858	1180012	1207095	1003400
各種学校合計	610472	1239621	1352686	1205318

学校基本調査より作成
注)

- （非資格教育＝各種学校全体－資格教育）とした。
- 各種学校時代の統計には、不明なものが多いため、分類が曖昧なものなどはすべて不明としている。したがって、実際数よりも若干、非資格教育分野の生徒数が多いと思われる。

IV. 専門学校制度化以降の専門学校資格教育の動向

A. 専門学校制度化

各種学校の法的地位の向上を目指す各種学校経営団体の運動と、社会経済情勢の変化にともなう政府の教育政策の転換を主な背景として、1975年（昭和50年）に専修学校が制度化され、専修学校専門課程として専門学校も制度化された²⁹⁾。各種学校のほかに、一定の規模・水準のものを対象とする専修学校制度を新たに創設することを内容とする学校教育法の一部改正案が成立し、翌年にこの法律は関係政省令及び専修学校設置基準とともに施行され、専修学校制度が発足したのである³⁰⁾。

これにより、専修学校は、職業や實際生活に必要な能

力や教養の向上を目的として、修業年限1年以上、1年間の授業時数が800時間以上、教育を受ける者が常時40人以上の組織的な教育を行う施設として学校制度に位置づけられた。各種学校に比べ、目的・基準ともにやや明確ないし厳しくなっているが、やはり全体的に弾力的な基準となっている。また、入学資格の差異により中学校卒業程度を入学資格とする高等課程（高等専修学校）、高等学校卒業程度を入学資格とする専門課程（専門学校）及び特に入学資格を定めない一般課程区分が設けられ、明確に後期中等教育及び高等教育（中等後教育）の一環として位置づけられたことが、各種学校制度と異なる特徴となっている。

こうして新たに専修学校が制度化されると、従来の各種学校から専修学校への移行が漸次進んだ。1980年（昭和50年）までに2000校を超える各種学校が専修学校へ転換したが、公的職業資格制度あるいは技能検定制度との関連が明瞭な分野でしかも既に一定の新規学卒者を吸収していた学校が専門学校となるのがその転換の中心であった³¹⁾。

1980年代以降に設置される専修学校は新規設置のものが大部分を占めるようになったが、特に非資格教育分野の専門学校において急激に生徒数が増加した。これらの分野では1980年（昭和50年）の16万5千人から1993年（平成5年）41万7千人にまで増加している。情報処理科や経理・簿記、音楽系の学科がその中心となっていた。

他方、各種学校資格教育の大部分は専門学校資格教育へと転換したが、専門学校の制度化以降も従来どおりの安定した生徒数の増加を続けている。

このように、専門学校の制度化により90年代前半まで専門学校全体の生徒数は急増したが、その中心は非資格教育分野の学科群であった。これは専門学校制度化が、主に非資格教育分野の学科、専門学校に大きな影響を与えたことを示している。もちろんそうした増加の背景には、高等教育の拡大抑制や高卒労働市場の変化などによる代替的な専門学校進学といった消極的な増加要因³²⁾や、産業構造・職業構造の変化に対応した学科の設置、進学者のニーズの変化などの積極的な増加要因がある³³⁾。しかし、こうした要因は資格教育分野にも該当する要因であり、非資格教育分野の急激な生徒数の増加を根本的にもたらしたのは、専門学校制度化による社会的評価の向上であったと考えられるだろう。すなわち、各種学校としての位置づけのみであったこれらの学科群が、各種学校よりも法的地位の向上した専門学校という位置づけを得たことが、その後の発展につながったのである。

他方、資格教育分野は制度化以前とあまり変わらずに安定した発展を遂げている。先述したように、これらの

学科は「養成施設」として公的職業資格制度において一種の制度化がなされており、学校制度における「各種学校」としての位置づけよりも、社会的評価が高い「養成施設」としての位置づけを得ていた。そのため、専門学校として制度化がなされても、依然として「養成施設」としての法的地位の高さは変わらず、専門学校制度化によって大きな影響を受けなかったのである。

B. 新しい公的職業資格と専門学校資格教育

1975年（昭和50年）以降も新しい公的職業資格の創設は続いている。そのなかで、特に注目できるのが、社会福祉分野における公的職業資格制度の確立である。

従来、社会福祉の分野では、保育士をのぞく他の職種は公的職業資格としては法制化されていなかった。しかし、近年において急速に高齢化が進み、社会福祉制度・政策を充実する必要性が高まった。それにともない、社会福祉事業・サービスの直接的な実践者となる社会福祉従事者の専門性の向上、人材の養成が緊急的な課題となった。

こうしたなか、1987年（昭和62年）に社会福祉士及び介護福祉士法が定められ、社会福祉の基本的な2つの職業が公的職業資格として制度化され、社会福祉分野における公的職業資格制度が確立し始めたのである。その後、1997年（平成9年）には精神保健福祉士も公的職業資格として制度化された。

これらの公的職業資格制度においても、専門学校は養成施設として認定されているため、専門学校は即座に対応し、学科数・生徒数を順調に伸ばしている。学校基本調査における分類では、教育・社会福祉分野の「その他」にあたる社会福祉関連学科であるが、この「その他」の生徒数は1991年（平成8年）には12,465人であったが、その10年後の2000年（平成12年）においては44,996人にまで急増している。

また、この他にも、1987年（昭和62年）の臨床工学士、1991年（平成3年）の救急救命士、1997年（平成9年）の言語聴覚士などの公的職業資格が新たに創設されており、専門学校が養成施設として主にそれらの人材の養成を行っている。

C. 90年代半ば以降における専門学校資格教育の主流化

急成長を続けた専門学校も90年代前半において転機を迎えた。増加を続けていた生徒数が、1994年（平成6年）から減少し始めたのである。

こうした生徒数の減少には、主に以下のような要因が考えられている。根本的な要因は、18歳人口の減少である。1992年の205万人をピークに、18歳人口は急減期を迎

えた。この18歳人口減少の影響を受けて、中等後教育機関への進学者の絶対数がまず減少する。そうしたなか、大学も量的に拡大し始め、大学進学の見込み度が低下する。したがって、従来、大学進学の見込み的な進路として専門学校進学をしていた層が、大学進学に転換したという論である³⁴⁾。実際、94年以降専門学校の生徒数は徐々に減少し、他方で大学の生徒数は増加している。専門学校全体でみたとき、18歳人口の減少と大学の量的拡大が、生徒数の減少の要因であるのは確かであろう。

しかし、専門学校の生徒数について、学科別にその推移をみると、専門学校の全体的な減少に対して、資格教育分野が安定した増加を維持しているのがわかる。〈表2〉は90年代半ば以降の専門学校学科別生徒数の変遷を示したものである。制度化以降の専門学校の全体的な生徒数の急増をもたらした、情報処理などの非資格教育分野の工業系の学科群や商業実務の学科群で生徒数は急減している。他方、資格教育分野は、一部の工業系の学科で数を減らしてはいるものの、ほとんどの学科において安定した増加を示している。医療分野においてはこの10年で約6万人、衛生分野では約3万5千人、教育・社会福祉分野でも約3万5千人生徒数が増加しており、資格教育分野全体で10万人以上生徒数が増加している。

〈表2〉90年代半ば以降の専門学校学科別生徒数の変遷

年度	1994	1996	1998	2000
資格教育分野	306,173	338,522	339,458	356,447
工業(資格教育分野)	72,546	72,468	65,108	51,762
医療	150,300	165,954	171,006	175,913
衛生	43,130	49,197	48,680	67,908
教育・社会福祉	40,197	50,903	54,664	60,864
非資格教育分野	378,617	320,535	294,921	280,861
工業(非資格教育分野)	99,024	83,735	80,473	78,445
農業	2,852	2,765	2,735	3,458
商業実務	140,465	110,581	85,878	67,662
服飾・家政	35,685	31,393	31,247	33,512
文化・教養	100,591	92,061	94,588	97,784
合計	684,790	659,057	634,379	637,308

学校基本調査より作成

〈単位〉人

このように、90年代の中等後教育をめぐる状況の変化は確かに専門学校全体の生徒数を減少させたが、こうした状況の変化によって影響を受けたのは非資格教育分野の学科群が中心であった。専門学校資格教育はこうした

状況にあまり影響を受けず、一貫して安定した発展を続けているのである。

その理由は多々ある。しかし、この章で検討してきたように、専門学校資格教育の「養成施設」としての法的地位の大きさはやはり大きな理由となるであろう。この90年代半ば以降の中等後教育機関の急激な変化において、一般の専門学校や短期大学が、学校制度の上では一般的にこれらの教育機関よりも上位に位置するとみられる大学の生徒数の増加によって、その生徒数を減少させた。しかし、専門学校資格教育は公的職業資格制度に組み込まれた養成施設としてすでに「制度化」されているために、学校制度における「専門学校」とは異なる性格をもち、したがって、こうした動向にあまり影響を受けることがなかったのである。

専門学校資格教育は90年代半ば以降も安定した発展を遂げた。96年には、生徒数において、専門学校資格教育の専門学校全体に占める割合は5割を越え、その後もその占める割合を増加させている。また、すでに短期大学の生徒数をも超えている。いまや、専門学校資格教育は専門学校全体のなかで主流となった、もしくは、中等後教育機関として独自の位置を確立しつつあるといえるであろう。

V. 総括

A. 専門学校資格教育の視点による専門学校の分類の必要性

以上、戦前から現代にいたる公的職業資格制度と各種学校・専門学校の歴史的な検討を行ってきたが、以下のことが明らかになった。すなわち、各種学校・専門学校資格教育は、公的職業資格制度の統一的な制度理念の欠如や正規の学校の不足のなかで、養成施設として認定され始めた。戦後は、各種学校の養成施設認定の慣習化とともに、法制上の規制の緩さや経営の小規模さなどによって公的職業資格の細分化に対応が可能であったこともあって、各種学校・専門学校は公的職業資格の養成施設として本格的に認定されるようになったのである。

また、養成施設としての認定により、各種学校・専門学校資格教育は他の専門学校とは異なる制度的な位置づけを獲得し、独自の発展を遂げてきたことも明らかになった。

これらをふまえて、最後に2点について論じたい。第1が専門学校資格教育の視点による専門学校の分類の必要性である。従来、専門学校に関する研究では、専門学校全体をまとめて対象とする傾向が強かった。そのため、歴史的展開や教育内容、進学者の意識、労働市場における評価などの検討においても、それらの複雑な状態を理

論的・構造的に解明することはできていなかった。また、専門学校が「資格」に関する教育を行っていることに注目している研究もあるが、「資格」の認識が不十分なために公的職業資格という視点を打ち出せず、検討が不十分に終わったもの、もしくは公的職業資格に注目できても、「養成施設」とそれ以外の区別を行えなかったものがほとんどであった。

しかし、本稿で明らかにしたように、専門学校資格教育はその前身である各種学校時代も含めて、その他の専門学校とは異なる発展を遂げてきた。そして、現在では生徒数は専門学校全体の過半数を越え、また短期大学の生徒数をも上回っている。今後もその数は増加するであろう。こうしたなか、専門学校研究の重要性も高まると推測されるが、その動向を正確に分析し検討するためには、今後さらに専門学校資格教育の視点が必要となるであろう。

B. 公的職業資格と教育との関係の問題点

第2に公的職業資格と教育との関係の問題点である。本稿で論じてきたように、公的職業資格制度自体に制度理念は欠如しており、したがって資格教育の制度理念も確立されていない。公的職業資格の取得方法が多様であったり、養成施設指定制度の規定などが不統一であるのも、こうした制度理念の欠如が背景にあるといえる。

ただし、日本においてはこうした資格教育の制度理念の欠如はあまり問題とされてこなかった。その要因として、日本における就業前職業教育・訓練への注目・関心の小ささ³⁵⁾に加え、就業前職業教育・訓練においても資格教育が縁辺に位置していた点を指摘できよう。戦後、就業前職業教育・訓練の中心的位置をしめてきた高校職業教育においては、理念的ないしは制度的な問題から、公的職業資格に関する教育はほとんどなされてこなかった³⁶⁾。また、短期大学においては保母や幼稚園教諭などの一定の資格教育がなされたが、対応できる公的職業資格が少なく、また生徒の意識や教育内容の問題もあって、実質的に資格教育が機能してきたとは言い難い³⁷⁾。こうした、資格教育の教育制度における縁辺的状况のために、その制度理念の欠如もあまり問題とされてこなかったのである。

しかし、本稿で論じたように専門学校資格教育の発展は著しく、また積極的な資格教育要求を持って専門学校資格教育に進学する者も非常に多くなっている³⁸⁾。こうしたなかで、日本の公的職業資格と教育の問題点を把握し、その改善を行うことは重要な課題であろう。

特に注目できるのが、資格教育要求を持つ人々に対する資格教育の保障の問題である。現在、就業前における

資格教育の中心をしめる専門学校資格教育の多くは私立であり、しかもそれらは公的助成をほとんど受けていない。そのため、多くの専門学校資格教育進学者は年間100万円程度の授業料を払って、専門学校資格教育を受けている状況にある。当然のことながら、その授業料の高さによって進学を諦める者も少なくない³⁹⁾。

依田が論じているように、公的職業資格の本来的な性格である公共の福祉の実現という観点からすると、その有資格者の養成においても公的な保障がなされなければならない⁴⁰⁾。また、本稿で明らかにしたように、養成施設指定制度設立当初は正規の「学校」が養成施設として想定されていたのであり、「講習所」として認定が始まった各種学校・専門学校資格教育はあくまでも、正規の養成施設ではなかったはずである。すなわち、養成施設指定制度設立当初は私性格の強い各種学校・専門学校ではなく、公性格の強い「学校」が養成施設として想定されていたと思われる。

専門学校資格教育を積極的に再評価することをとおして、資格教育への公的保障の拡充や資格教育の制度理念の確立を行うことが求められているといえるだろう。

注

- 1) 依田有弘「職業資格取得問題」〈日本高等学校教職員組合編『高校における技術・職業教育の発展のために』日本高等学校教職員組合、1987〉
- 2) 依田有弘「日本の公的職業資格について」〈大月書店編集部編『現代の労働組合運動6』大月書店、1976〉
依田有弘「資格制度の現実と可能性」〈原正敏、藤岡貞彦編『現代企業社会と生涯学習』大月書店、1988〉
- 3) 辻功『日本の公的職業資格制度の研究—歴史・現状・未来』日本図書センター、2000
- 4) 公的職業資格の取得方法は、無試験認定と試験認定があるが両者ともにその基礎資格として、国籍や年齢などの他に、学歴や実務経験、養成施設の卒業などを定めている。これらのなかで養成施設は重要な条件であるが、養成施設を認定し規定する制度が「養成施設指定制度」である。これらの「養成施設指定制度」は、各公的職業資格制度に対応してそれぞれ作られているため、それぞれの名称も「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」「栄養士法施行規則」「美容師養成施設指定規則」など様々であり、その内容も多様であるが、本論ではこれらを包括する概念として「養成施設指定制度」と定義することにする。
- 5) 本稿では、「資格教育」という用語を、養成施設指定制度に基づき、公的職業資格取得を主な目的とする

教育および学科（コース）と定義する。そして専門学校における資格教育を専門学校資格教育とする。なお、専門学校のなかには、公認会計士や税理士といった公的職業資格取得を目指す経理・簿記系の学科などの「公的職業資格に関連する専門学校の学科」も存在するが、それらの学科は養成施設指定制度に規定されているわけではなく、それらと専門学校資格教育とは区別される必要がある。

- 6) 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第1巻、教育資料調査会、1938、p.288.
- 7) 文部省『学制百二十年史』ぎょうせい、1992、p.47.
- 8) 辻、op. cit., p.51-63.
- 9) Ibid., p.25.
- 10) Ibid., p.98-99.
- 11) Ibid., p.99.
- 12) 文部省編『文部省第八年報』文部省、1880、p.24.
- 13) 韓民『現代日本の専門学校』玉川大学出版部、1996、p.32.
- 14) 小金井義「各種学校の歴史①」『各種学校教育』第1号、1965、p.59.
- 15) 平尾真智子『資料にみる日本看護教育史』看護の科学社、1999、p.4-8. 佐藤香代『日本助産婦史研究—その意義と課題』東銀座出版社、1997、p.17-19.
- 16) 小金井義「各種学校の歴史④」『各種学校教育』第5号、1966、p.56-62. 工学院大学学園百年史編纂委員会『工学院大学学園百年史』工学院大学、1993、p.33.
- 17) 日本理容美容教育センター編『現代理容史』日本理容美容教育センター、1960、p.67-114.
小金井義「各種学校の歴史⑨」『各種学校教育』第12号、1967、p.172-173.
- 18) 厚生省医務局看護課『教育と実務のための看護関係法規集』厚生問題研究会、1972.
- 19) Ibid.
- 20) 辻、op. cit., p.103-147.
- 21) 平尾、op. cit., p.37-38.
- 22) 厚生省医務局看護課、op. cit.
- 23) 韓、op. cit., p.49-50.
- 24) 辻、op. cit., p.163-244.
- 25) Ibid., p.165-187.
- 26) 厚生省医務局看護課、op. cit.
- 27) 日本理容美容教育センター、op. cit., p.185-190.
- 28) 森本基「歯科医師養成」〈川上武・中川米造編『医学教育』日本評論社、1972〉p.98-100.
- 29) 大阪大学人間科学部『専修学校の制度の展開とその評価—短期大学教育の社会的規定に関する調査研究』大阪大学人間科学部、1985、p.13-14. 喜多村和之『誰

のための大学か—大衆化の理想と現実』日本経済新聞社, 1980, p.113-116.

- 30) 文部省, op. cit., p.292-294.
- 31) 麻生誠「専修学校制度の社会的定着とその課題」『文部時報』1298号, 1985, p.28.
- 32) 乾彰夫『日本の教育と企業社会』大月書店, 1990, p.238-240.
- 33) 韓, op.cit., p.103-120.
- 34) Ibid., p.179-180.
- 35) 熊沢誠『働き者たち泣き笑顔』, 有斐閣, 1993, p.86-87.
- 36) 佐々木享「公的職業資格, 技能検定の社会的性格と高校職業教育」『技術教育学研究』第8号, 1993, p.9-11.
- 37) 青島祐子「短期大学における『資格教育』の考察」『産業教育学研究』第27巻第1号, 1997, p.58-61.
- 38) 関口義『専門学校在学者の実態と意識に関する基礎的, 総合的な調査研究報告書』京都文教大学, 2001.
- 39) 日本労働研究機構編『進路決定をめぐる高校生の意識と行動』日本労働研究機構, 2000. では高校生に進路決定の理由を自由記述させているが, そこでは, フリーター選択者において, 授業料の問題で専門学校進学を諦めた者が多いことがわかる。
- 40) 依田「日本の公的職業資格について」op. cit., p.191-192.